

CTCSP Zoom Phone サービス販売規約

本 CTCSP Zoom Phone サービス販売規約（以下「本規約」といいます。）は、Zoom Video Communications, Inc.（以下「Zoom 社」といいます。）が Zoom Phone の名称で提供するクラウド PBX サービス及び IP 電話サービス並びにこれらに関連する付随サービスを、CTC エスピー株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に販売するにあたり、お客様と当社の間での契約条件を定めるものです。お客様は第 1 条に定義する「本サービス」を利用するにあたり、本規約及び、本規約中にて言及される全ての規約類をよく読み、理解したうえで、当社及び Zoom 社と本サービスに係る契約を締結するものとします。

第 1 条（定義）

本規約にて使用される各用語の意味は以下の通りとします。

- ① 「本サービス」とは、Zoom 社が、“Zoom Phone”の名称にて提供する、クラウド PBX 及び IP 電話に関する一連のサービスのうち、本申込書にて指定されたサービスをいいます。
- ② 「本契約」とは、お客様が本サービスを利用するにあたり、お客様と当社の間でなされる全ての合意の総称をいいます。「本契約」には、本規約、サービス提供条件等をその内容に含みますが、この限りではありません。
- ③ 「サービス提供条件」とは、本サービスの内容や対価の額等、具体的な提供条件を記載した書面で、本契約の一部をなすものです。
- ④ 「Zoom Phone ライセンス」とは、Zoom 社よりお客様に対して付与される、本サービスの利用許諾をいいます。
- ⑤ 「Zoom Meeting ライセンス」とは、Zoom 社が“Zoom Meeting”の名称で提供する Web 会議システムのライセンスをいいます。
- ⑥ 「Zoom 規約」とは、Zoom 社が自己のウェブサイト上に掲示し、又は当社若しくは Zoom 社が別途お客様に提示する、本サービスの利用規約及びその他の規定をいいます。Zoom 規約には、本サービスの利用許諾に係る条件を定める、ZOOM RESELLER CUSTOMER TERMS OF SERVICE（<https://zoom.us/docs/en-us/EULA-terms-of-service.html>）及び、第 1 3 条にて言及する「緊急通報ポリシー」を含みますがこの限りではありません。
- ⑦ 「本申込書」とは、お客様が本サービスの利用を申し込む際に提出する、当社所定の書式をいいます。
- ⑧ 「本注文書」とは、第 2 条第 3 項に基づき Zoom 社が本申込書の内容を承諾した後及び本契約の更新時に提出いただく、お客様の署名捺印済みの注文書をいいます。
- ⑨ 「アカウントオーナー」とは、お客様における本サービス利用の責任者であり、第 6 条に定める責任を負う者をいいます。
- ⑩ 「Zoom サービス管理者」とは、「アカウントオーナー」と共にユーザ登録やサービス設定などのサービス運行におけるオペレーションを担当する者をいいます。
- ⑪ 「ダッシュボード」とはお客様が自己の契約状況やサービスご利用状況を管理するために Zoom 社のウェブサイト上で提供されるお客様専用のページをいいます。
- ⑫ 「VoIP」とは、インターネットプロトコルネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいます。
- ⑬ 「PBX」とは、企業等の施設内にて複数の電話回線を集約し、内線番号を用いて発着信や通話ができるようにする機内交換機のことを言います。
- ⑭ 「IP 電話」とは、音声通話に VoIP の技術を用いた電話サービスをいいます。
- ⑮ 「インターネットサービスプロバイダー」とは、インターネット接続の電気通信役務を提供する事業者をいいます。
- ⑯ 「販売店」とは、お客様に再販売する目的で、本サービスの利用権を、当社より購入する事業者をいいます。

第 2 条（本契約の成立）

- 本契約を当社と締結することができるのは法人のお客様に限ります。
2. お客様が本サービスの利用を希望するときは、本申込書、本規約、サービス提供条件、Zoom 規約、当社が契約条件として提示し又は言及する全ての書面等の内容をよく読み、その内容に合意した

上で本申込書を当社に提出して下さい。

3. お客様は、本サービスの申込にあたり、別途当社の請求した場合には、当社が指定する本人確認書類（商業登記簿等）を提出することに同意します。また、お客様は、Zoom 社又は当社よりお客様の商業登記簿に登録された本店住所宛に本人確認書類が郵送されることについて同意します。
4. 当社は、本申込書をお客様から受領した後、Zoom 社に本申込書の内容を伝達します。その後、Zoom 社における本申込書の内容の承諾可否を当社よりお客様に通知しますので、承諾の場合には、当社所定の本注文書にお客様にて署名捺印の上当社にご提出ください。当社が本注文書を受領後、本サービスの利用に必要なお客様のアカウントが Zoom 社において開設され、お客様に Zoom Phone ライセンスが付与されるとともに、本サービスの利用に必要な情報が当社を通じてお客様に通知されます。Zoom 社におけるお客様のアカウント開設を以て、本契約の成立とします。
5. 本注文書に当社の標準的な契約文言が印刷されている場合であっても、当該契約文言は本契約に適用されないものとします。
6. 本サービスに IP 電話が含まれる場合、当社は電気通信事業法に定める届出媒介等業務受託者の立場で、お客様と契約を締結します。

第 3 条（規約の変更、優先適用）

本規約、及び Zoom 規約は予告なく変更される場合があります。お客様は、自己の責任にて Zoom 社のウェブサイト等にアクセスし、Zoom 規約について変更の有無及びその内容について確認するものとします。

2. サービス提供条件の内容が変更される場合、当社はお客様に当該変更内容を通知するものとします。当該通知において、別途変更の時期が指定されない限り、当該通知がお客様に到達した時点（書面で通知される場合には、お客様が当該書面を受領した時点、電子メールで通知される場合には、お客様におけるメールサーバに当該電子メールが到達した時点）をもって、変更されたサービス提供条件が適用されるものとします。
2. Zoom 規約に日本語版と英語版が存在し、双方の内容が矛盾するときは、英語版の内容を正とします。お客様は当該英語版の内容を理解したうえで、Zoom 規約に同意するものとします。
4. 本規約又はサービス提供条件と Zoom 規約の内容が矛盾するときは、Zoom 規約の内容が優先するものとします。但し、サービス利用料の支払に関する事項に関しては、本規約又はサービス提供条件の内容が優先して適用されるものとします。

第 4 条（利用開始、ライセンス）

お客様は、Zoom 社より付与される各ライセンスの内容に応じて本サービスを利用することができます。各ライセンスの詳細は、別途 Zoom 社または当社よりお客様に提示（ウェブサイト上での掲示を含む）されるものとします。

2. お客様におけるダッシュボード機能の利用は、別途お客様が契約する Zoom Meeting ライセンスの内容及び数により制限されます。そのため、お客様が本契約を締結した場合でも、ダッシュボード機能の利用ができない場合があることに、お客様は同意します。

第 5 条（譲渡禁止）

お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、Zoom Phone ライセンス及び本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または引受させてはならないものとします。

第6条（アカウントオーナー）

お客様は本サービスの利用に関する責任者であるアカウントオーナーを定め、本申込書に記載するものとします。お客様の当社に対する連絡等は、当該アカウントオーナーが行うものとします。但し、販売店を通じて本サービスの利用権を購入したお客様で、別途当社と合意した場合、当社とアカウントオーナー間の連絡は、当該販売店を通じて、若しくは合意にかかるその他の方法により行うことができるものとします。

- お客様は、アカウントオーナーに変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに通知するものとします。
- アカウントオーナーは、お客様とともに、本契約に基づいて本サービスを利用する全ての利用者に、本規約及び Zoom 規約を遵守させる責任を負うものとします。
- お客様は、アカウントオーナーの意思表示、通知、その他の一切の行為について、契約者としての責任を負うものとします。

第7条（利用料）

本サービスはお客様が選択するライセンスの種別により、定額制にて利用料が課されるものと、従量制にて利用料が課されるものがあります。お客様は本申込書にて選択したライセンスの内容に従い、以下の通り利用料を支払うものとします。

①定額制にて課金されるサービス：

CTCSP は本契約が成立後（本契約が更新された場合は更新後）、1年分の利用料についてお客様に請求書を発行し、お客様は当該請求書の日付から 30 日以内に、請求書金額の金額を銀行振込の方法にて支払うものとします。

②従量制にて課金されるサービス

- CTCSP はお客様が本サービスを利用した月の翌月に、当該利用月におけるお客様の利用料をサービス提供条件に記載の算出基準に従い算出して請求書を発行します。お客様は当該請求書の日付から 30 日以内に、請求書金額の金額を銀行振込の方法にて支払うものとします。
 - CTCSP がお客様に発行する請求書には、従量課金の総額のみが記載されます。請求の明細についてはお客様が自己の Zoom アカウントにアクセスして確認する必要があることについてお客様は了承します。
- お客様は本サービスの利用者の管理及びサービス利用者の全ての行為に責任を負うものであり、お客様が許可していない者が本サービスを利用した場合、又は、お客様が許可していない方法にて利用者が本サービスを利用した場合であっても、お客様の契約に基づく本サービスが利用されている限り、当該利用は課金対象となり、お客様に利用料の支払義務が生じることを了承します。
- 従量制にて課金されるサービスについて、Zoom 社が定める利用料金は <https://www.zoom.us/billing/pbx/rates> のサイトに記載の通りです。但し、Zoom 社は利用料の算出にあたりドル建てで計算を行うことから、お客様に請求される利用料は為替相場の影響を受け、そのため、CTCSP がお客様に請求する利用料は日本円での基準額を基に算出された金額とは異なる場合があることをお客様は了承するものとします。また、お客様に請求される利用料は、Zoom 社が算出した従量課金額に、CTCSP 所定の手数料が加算された金額となることについても、お客様は了承するものとします。

第8条（契約期間、更新）

本サービスの利用期間は、原則として1年間とし、サービス提供条件に記載のサービス利用開始日からサービス利用終了日までとします。本サービスの利用期間中における、お客様都合による解約はできないものとします。

- お客様が本サービス利用期間の更新を希望しない場合、本申込書に記載されたサービス利用終了日の 60 日前までに、当社に対して本サービスの利用を終了する旨の通知を行うものとします。この場合、本申込書に記載されたサービス利用終了日若しくは更新されたサー

ビス利用期間の終了日をもって、お客様における本サービスの利用期間は終了するものとします。

- 前項に定める通知がなされない場合、本サービスの利用期間は、本申込書に記載されたサービス利用終了日の翌日を更新日として、同一条件にて1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
- 本契約の期間は本サービスの利用期間と同一とします。本サービスが Zoom 社の都合により終了した場合、本サービスの利用期間及び本契約も終了となります。本サービスが Zoom 社の都合により終了した場合、お客様に対する支払済みのサービス利用料の返金は、Zoom 社の判断によるものとし、返金の有無及びサービス終了に伴いお客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本サービスの利用期間中、又は本サービスの更新時に、本契約に基づく契約上の地位を Zoom 社又は他の Zoom 代理店に譲渡する場合があります。お客様はこれを承諾します。なお、当該譲渡が行われた場合において、お客様の支払済みの利用料を譲渡先に引き継ぐか、又はお客様に返金が行われるかについては、Zoom 社の判断によるものとし、お客様は当該判断を承諾するものとします。
- 当社は、お客様に対して通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。当社がお客様に対して契約終了の通知を行った場合、本契約は、当該通知時における本サービスの利用期間満了をもって終了するものとします。

第9条（権利の帰属）

本サービスに対する著作権、特許権、商標権その他の知的財産権は全て Zoom 社及び Zoom 社に使用許諾をした第三者に帰属します。本契約に基づき、お客様に付与される Zoom ライセンスは、本サービスに対する知的財産権その他の権利をお客様に移転させるものではなく、単に本規約及び Zoom 規約の内容に基づき、お客様に本サービスの利用権を一定期間付与するものであることに、お客様は合意します。

第10条（サポートサービス）

本サービスの利用に関連して、当社は以下のサポートサービスをお客様に提供します。但し、当該サポートサービスは、本サービスの利用に関して、お客様に生じる全ての問題を解決できるものではないことにお客様は了承します。

【サポート概要】

内容：メールによる問合せ対応

対応時間：当社営業日の 9 時～17 時 30 分

（メールによる受付は 24 時間 365 日対応）

問合せ先：zoom-sup@ctc-g.co.jp

注意事項：問合せは Zoom サービス管理者のみが行えるものとします。Zoom サービス管理者以外からの問合せには対応しません。

- お客様と Zoom 社又は当社の間で別途合意がなされない限り、本サービスに関連してお客様に提供されるサポートサービスは、前項のサービスをもってその全てとします。
- 当社は、本条に定めるサポートサービスを、第三者に委託して行わせることができるものとします。

第11条（電気通信回線）

本サービスの利用にあたり、お客様は自らの責任により、本サービスの利用に必要な要件を満たすインターネット回線を用意するものとします。当該インターネット回線を提供するインターネットサービスプロバイダーとの契約は、お客様ご自身の責任で締結するものとし、当社及び Zoom 社は、当該インターネットサービスプロバイダーとの契約内容及び当該インターネットサービスプロバイダーが提供するインターネット回線に関して生じた問題について如何なる責任も負うものではありません。

第12条（保証）

本サービスの機能、品質に関する保証は Zoom 社より Zoom 規約に則りなされるものとします。当社は本サービスに対して独自に保証

を行わず、法律上の契約不適合責任を含め、本サービスの内容、品質について、如何なる責任も負わないものとします。

2. 本サービスに障害が発生したときは、お客様は直ちに当社に対し、その旨を通知するものとします。当該通知がなされた場合に限り、Zoom社の判断により、サービス利用料の一部が返金される場合があります。但し、当社はサービス利用料の返金の有無及びその金額について一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスにかかるIP電話はその性質上、通話品質が低下する場合がありますことをお客様は了承します。当社は、本サービスの通話品質に対していかなる保証もなすものではありません。

第13条（緊急通報）

本サービスは119番等の緊急通報には対応しておりません。そのため、お客様が緊急通報を行う場合、本サービスを通さず、お客様がご契約している通信事業者の回線から直接行う必要があることに、お客様は同意します。

2. 当社及びZoom社は、本サービスから緊急通報ができないことによりお客様に発生した損害について、いかなる責任も負うものではありません。
3. 緊急通報に関して、Zoom社が<https://zoom.us/trust/resources>のウェブサイトに掲載する規定のうち、日本のお客様を対象とする規定（以下「緊急通報ポリシー」といいます。）は全て本契約にも適用されます。お客様は本サービスを申し込む場合、緊急通報ポリシーをあらかじめ確認し、同意のうえ申込手続をするものとします。

第14条（損害賠償）

本サービスはZoom社より提供されるものであることから、本サービスの障害に関連してお客様に発生した損害につき、当社は一切賠償責任を負わないものとします。

2. 前項に定める場合以外で、当社の責によりお客様に損害が発生した場合、当社は、お客様に直接かつ現実に発生した通常の損害に限り、これを賠償するものとします。但し、当該賠償金額の総額は、請求の原因となる事象の発生より過去12ヶ月において、お客様が本サービスの利用料として当社に現実支払った金額を上限とします。なお、当社は如何なる場合においても、予見すべきであるか否かを問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負いません。

第15条（第三者の権利侵害）

1. お客様は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は、第三者から請求がなされた場合、自己の責任と費用を以て処理、解決するものとします。また、当該第三者から何らかの請求、異議等がZoom社若しくは当社に対して申し立てられた場合、お客様は自己の責任と費用でその解決を図り、Zoom社若しくは当社に生じた損害（第三者に支払うべきとされた損害賠償金及び和解金並びにZoom社若しくは当社が負担した弁護士費用を含む。）を賠償するものとします。
2. 本サービスが第三者の権利を侵害するとして、当該第三者からお客様に対して何らかの請求、異議等がお客様に対して申し立てられた場合、お客様はZoom規約に基づき直ちに当該事実をZoom社に対して通知するものとし、自己とZoom社の間で当該問題を解決するものとします。当社は、当該第三者からの請求等に対して、一切の責任を負いません。

第16条（監査）

当社はお客様における本サービスの利用状況について確認、検証する必要があると判断した場合には、お客様に対して監査を実施することができるものとし、お客様は当社又は当社が指定した者のお客様の事業所への立入、資料提出その他必要な協力を行うものとします。

第17条（契約解除）

当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除する

ことができるものとします。

- ①お客様が本規約又はZoom規約の何れかの条項に違反し、当社が相当期間を定めて催告した後もその違反状態が是正されないとき
 - ②お客様が支払停止、支払不能、債務超過に陥ったとき、強制執行、仮差押、仮処分、租税滞納処分、競売を受けたとき
 - ③お客様が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④お客様において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理（事業再生ADRを含む。）開始の申立てがあったとき
 - ⑤お客様が監督官庁から営業の許可、登録の取り消し、又は停止処分を受けたとき
 - ⑥お客様が資本減少、営業の廃止若しくは変更、解散したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑦前各号の他、お客様の信用状態に不安を生じたと判断されたとき
2. 前項各号のいずれかに該当する事由がお客様に生じた場合、お客様は当社に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して当社に支払わなければならないものとします。

3. 本条に基づく解除は、当社がお客様に対し、発生した損害について賠償請求することを妨げるものではありません。

第18条（秘密保持）

お客様及び当社は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、書面等の有形媒体にて開示される場合は当該媒体に秘密である旨の表記がされた情報、口頭などの無形媒体にて開示される場合は開示の際に秘密である旨が示され、当該開示後10日以内にその内容を書面化のうえ秘密である旨を表記して提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。また、お客様及び当社は、本契約上の権利の行使及び義務の履行以外の目的の為に秘密情報を使用してはならないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、お客様及び当社は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。

- ①相手方からの開示の時点で既に公知の情報
- ②相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
- ③相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
- ④第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報
- ⑥法令により開示することが義務づけられた情報

3. 本条に定めるお客様及び当社における、それぞれの秘密保持義務の存続期間は、秘密情報が開示された日より5年間とします。

第19条（反社会的勢力の排除）

お客様及び当社は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役員及び執行役員をいう。）が、本契約の有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、各国にてテロリストとして指定されている組織、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給など、何らかの関係を有していないこと、③暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（反社会的勢力等の第三者を利用して行う場合を含む。）を表明し、保証するものとします。

2. お客様又は当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

第20条（余後効）

第9条（権利の帰属）、第13条（保証）、第14条（損害賠償）、

第15条（第三者の権利侵害）、第18条（秘密保持）、本条、第21条（合意管轄）及びZoom規約において本サービス利用期間終了後も存続する旨が定められている規定については、本契約の終了後も存続するものとします

第21条（合意管轄）

本規約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、お客様と当社で誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上